

2011年7月11日
「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」資料

「諸外国の著作権法等における出版者の権利及び出版契約に関連した契約規定
に関する調査研究」報告（イギリス・オーストラリア・アメリカ）

明治大学情報コミュニケーション学部
今村哲也

1. 出版者固有の利益の保護

(1) イギリスの立法例

① 発行された版の印刷配列

- ・ 沿革
 - ・ 1880年～1920年頃：アーツ・アンド・クラフツ運動¹と活版印刷デザインの発展
 - ・ 第一次世界大戦以降：フォトリソグラフィ技術（写真石板術，写真平版技術）²の発達→活版印刷技術・労力の流用
 - ・ 1935年：出版者協会証言→国際著作権部門別委員会の勧告（活版印刷のデザイン保護をベルヌ条約に導入することの勧告）³
 - ・ 1952年：著作権委員会(グレゴリー委員会)報告書⁴
 - ・ 1956年：1956年著作権法 15条⁵
 - ・ 1988年：1988年CDPA8条⁶
- ・ 保護対象：版には一定の種類の著作物（文芸，演劇又は音楽の著作物）を含むことが必要（美術の著作物は含まれていない）⁷／既存の版のコピーは不可⁸
- ・ 権利の帰属：発行者⁹
- ・ 保護範囲：実質的な部分の複製により侵害成立／量よりもむしろ質的に判断¹⁰（版の体裁やレイアウト（組版）に関する技能や労力の投資の保護や補償といった著作権保護が与えられている理由を考慮）¹¹
- ・ 保護期間：最初の発行から 25年間¹²
- ・ 権利の内容：複製，複製物の公衆への配布のみ／複製：「その配列のファクシミリ複製物を作成すること」¹³／「ファクシミリ複製物」：「縮小され，又は拡大された複製物を含む」¹⁴。複写，写真複写，デジタルスキャン，ファックスやそれに類する限られたものによる複製に限定されるが，原稿を再入力すれば侵害が避けられる¹⁵。
- ・ 発行された版の印刷配列の利用料¹⁶と集中処理機構¹⁷

② パブリケーションライツ(publication right)

- ・ 導入の背景：EC の保護期間ディレクティブ(1993年)¹⁸におけるパブリケーションライツ→1996年著作権及び関連権規則において導入¹⁹
- ・ 保護要件²⁰：発行したこと／著作物／未発行であったこと／著作権の終了
- ・ 権利の帰属：発行者²¹
- ・ 保護期間：最初の発行から 25年間²²

- ・ 権利の内容：通常の著作権の場合と同様だが、モラル・ライツはない²³
- (2) オーストラリアの立法例
- ・ 沿革
 - ・ 1959年：Spicer 委員会勧告²⁴
 - ・ 1968年：1968年著作権法²⁵
 - ・ 保護対象²⁶：言語， 演劇， 音楽または美術の著作物の版／既存の版のコピーは不可
 - ・ 権利の帰属：発行者²⁷
 - ・ 保護範囲：実質的な部分の複製により侵害成立²⁸
 - ・ 保護期間：最初の発行から 25年間²⁹
 - ・ 権利の内容：複写コピーを作成する排他的権利／1999年著作権改正法³⁰で保護範囲拡大（「写真工程を含む手段によって，版の複製物を作成する排他的権利」（1968年法）→「版の複写コピーを作成する排他的権利」（1999年法））³¹
 - ・ 著作権リフォーム委員会(1995年)の議論³²
 - ・ 保護を拡大する議論：複写コピーの作成への変更³³，コンピュータ又は機械で読み取り可能なフォーマットにおける版への保護の拡大³⁴／同委員会報告書の認識→発行された版の保護は「著作隣接権(“neighbouring right”）」³⁵
 - ・ 保護を縮小する方向の議論：正当化根拠の有無³⁶，著作権保護が存続している場合への限定³⁷，一定のサービス（メディアモニタリングサービス等）に対する強制利用許諾の付与³⁸

2. 被許諾者等の訴権

	著作権の譲受人	独占的被許諾者	非独占的被許諾者
アメリカ	○	○	×
イギリス	○	○	○
オーストラリア	○	○	×

① 独占的被許諾者

- ・ 英米法：契約条項第三者不適用の法理（privity of contract）³⁹
- ・ イギリス⁴⁰／アメリカ⁴¹／オーストラリア⁴²：独占的被許諾者には訴権あり

② 非独占的被許諾者

- ・ アメリカ／オーストラリア：非独占的被許諾者には訴権なし
- ・ イギリス：一定の要件を満たしている非独占的被許諾者には訴権あり⁴³

参考：権利の在り方として想定できる類型

類型	具体的形式	立法の要否（私見）や実例	
著作権型	共同著作者や編集著作物の著作者(原始的帰属)	立法は不要。事実関係による	
	著作権の譲渡又は信託的譲渡(後発的帰属)	立法は不要。契約により可能	
	創作者主義修正型	映画製作者型	立法が必要
		職務著作型	立法は不要。事実関係による
用益権型	設定出版権	現行法で採用。公衆送信等への拡大には立法が必要	
出版者固有の 権利型／著作 隣接権型	版面が著作物を含む場合に限定しない著作隣接権の創設	立法が必要（著作権審議会第8小委員会報告書）	
	版面が一定の著作物を含む場合に限定した権利の創設	立法が必要（イギリス（copyright）、オーストラリア等）	
	特殊な法益を保護する固有の権利（パブリケーションライツ、遺作著作物の権利・学術的刊行物の発行者の権利）	立法が必要（欧州諸国）	
利用許諾 ＋訴権型	①独占的被許諾者の固有の訴権（アメリカ、イギリス、オーストラリア等）、 ②非独占的被許諾者の固有の訴権（イギリス）	立法が必要。但し、出版許諾契約＋債権者代位権、不法行為による訴権の行使はあり得る	
行為規制型	不正競争防止法／不法行為法	立法は不要。事実関係による	

-
- ¹ 19世紀後半、イギリスのW. モリスの手仕事による家具調度類の制作に始まる美術と工芸の改革運動。ジャパンナレッジ版『情報・知識 imidas』online:<<<http://www.japanknowledge.com/top/freedisplay>>>(last visited: 6 July 2011).
- ² 石板術（リトグラフ）とは水と油の反発作用を利用した版画の一種であり、磨いた石の版材に脂肪墨で描画し、脂肪性インクを与えて印刷する印刷法である。小学館ランダムハウス英和大辞典第二版編集『小学館ランダムハウス英和大辞典』（小学館、1993年）参照。フォトリソグラフィの技術は、版に文字を描いていく作業を写真の技術で代替し、これによって簡易に版を製作して（製版）、印刷に用いることが可能になった。
- ³ J. P. Eddy, *The Law of Copyright* (Butterworth, 1957) 124.
- ⁴ 1952 Report of the Copyright Committee (Gregory Report, Cmnd. 8662).
- ⁵ Copyright Act, 1956: 4 & 5 Eliz. 2, Ch.74.
- ⁶ CDPA 1988, s 8 [CDPA 1988].
- ⁷ CDPA 1988, s 8(1).
- ⁸ CDPA 1988, s 8(2).
- ⁹ CDPA 1988, s 9(2)(d).
- ¹⁰ K Garnett, J R James & G Davies, *Copinger and Skone James on Copyright* (16th edn. London: Sweet & Maxwell, 2011) 486.
- ¹¹ Newspaper Licensing Agency Ltd v Marks & Spencer Plc [2001] UKHL 38.cf. K Garnett, J R James & G Davies, *Copinger and Skone James on Copyright* (16th edn. London: Sweet & Maxwell, 2011) 486.
- ¹² CDPA 1988, s 15. 施行日以前の発行された版の保護期間も同様である。CDPA 1988 Sch.1 para.12(6).
- ¹³ CDPA 1988, s 17(5).
- ¹⁴ CDPA 1988, s 178.
- ¹⁵ Lionel Bently and Brad Sherman, *Intellectual Property Law* (3rd edn. Oxford, 2009) 142.
- ¹⁶ Lynette Owen, *Clark's Publishing Agreements: A Book of Precedents* (8th edn. Bloomsbury, 2010) 640.
- ¹⁷ *ibid* 648-649.
- ¹⁸ Council Directive 93/98 harmonising the term of protection of copyright and certain related rights.
- ¹⁹ Copyright and Related Rights Regulations 1996, SI 1996/2967, regs 16 and 17[Copyright and Related Rights Regulations 1996].
- ²⁰ Copyright and Related Rights Regulations 1996, SI 1996/2967, reg 16(2), as amended by the Copyright and Related Rights Regulations 2003, SI 2003/2498.
- ²¹ *ibid*.
- ²² Copyright and Related Rights Regulations 1996, SI 1996/2967, reg 16(6)
- ²³ *ibid* reg 17(1).
- ²⁴ Report of the Copyright Law Review Committee, 1959, 4531/63.
- ²⁵ Australian Copyright Act 1968 (Commonwealth, No. 63 of 1968, taking into account amendments up to Act No. 94 of 2010), s 88, online:< <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2010C00476/Html/Text>>(last visited: 6 July 2011).
- ²⁶ *ibid*
- ²⁷ Australian Copyright Act 1968 (Commonwealth, No. 63 of 1968, taking into account amendments up to Act No. 94 of 2010) s 100.
- ²⁸ Nationwide News Pty Ltd v Copyright Agency Limited [1995] FCA 1045; (1995) 55 FCR 271, online at <http://www.austlii.edu.au/au/cases/cth/FCA/1995/1045.html>(last visited: 6 July 2011).
- ²⁹ Australian Copyright Act 1968, s 96.
- ³⁰ Copyright Amendment (Digital Agenda) Bill 1999 [2000] - C2004B00540.
- ³¹ Copyright Amendment (Digital Agenda) Bill 1999, Explanatory Memorandum: online:< <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2004B00540/Explanatory%20Memorandum/Text>>(last visited: 6 July 2011).
- ³² Copyright Law Review Committee Computer Software Protection,(Commonwealth of Australia, Canberra 1995).
- ³³ *ibid* para 15.14.
- ³⁴ *ibid* para 15.22.
- ³⁵ *ibid* para 15.25.
- ³⁶ *ibid* para 15.18.
- ³⁷ *ibid* para 15.19.
- ³⁸ *ibid* para 15.20.
- ³⁹ Michael Flint, Nicholas Fitzparick & Clive Thorne, *User's Guide to Copyright* (6th edn. Tottel 2006) 189.
- ⁴⁰ CDPA 1988, s 101(1)-(2).
- ⁴¹ 17 U.S.C. § 501.
- ⁴² Australian Copyright Act 1968, s 119.
- ⁴³ CDPA 1988, s 101A.